

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定
概要	児童福祉法の規定に基づき、本市に所在する病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護ステーションの開設者から申請があったものについて、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第19条の9から第19条の21 児童福祉法施行令第22条の4から第22条の9 児童福祉法施行規則第7条の29から第7条の39 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年11月1日規則第64号） 大阪市指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領（大阪市保健所管理課に設置）
審査基準	次に掲げる事項を満たしていること。 (1) 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成26年12月11日付厚生労働省告示第466号）に基づき、懇切丁寧な小児慢性特定疾病医療が行える医療機関又は事業所であること。 (2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であり、標準料が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。 (3) 薬局にあつては、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局であること。 (4) 訪問看護ステーションにあつては、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が行う事業所であること。 ただし、児童福祉法第19条の9第2項各号並びに第3項各号のいずれにも該当しない場合とする。
標準処理期間	30日程度
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所管理課
提出時期	随時
提出方法	指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書を作成のうえ、大阪市保健所管理課へ提出してください。 (様式は、大阪市ホームページからダウンロードしていただけます。)
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所管理課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286838.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000338017.html
備考	